

3 行政処分状況

申請状況については、新規は6,526施設、更新は0施設であった。また、飲食店営業等の許可施設に対し、営業禁止等22件の行政処分を行った。

(1) 営業許可申請状況

(単位：施設)

保健所・支所	R5年度（旧法）			R5年度（新法）			R4年度（旧法）			R4年度（新法）			R3年度（旧法）			R3年度（新法）			R2年度			R元年度		
	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業	更新	新規	廃業
総計	—	—	3,193	—	6,526	560	—	—	4,567	—	7,311	375	812	780	6,131	—	6,770	68	7,053	4,477	5,321	5,847	4,135	4,758
県立計	—	—	969	—	2,212	166	—	—	1,339	—	2,346	93	240	182	1,805	—	2,316	21	2,653	1,430	1,622	2,036	1,244	1,446
西部			150		332	32			131		354	8	33	25	122	—	293		430	200	241	243	178	178
広島			155		305	21			160		326	21	25	24	223	—	426	11	422	209	283	328	212	287
呉			33		65	3			30		84	2	19	3	27	—	89	2	72	50	41	44	46	48
西部東			399		460	43			548		518	11	10	33	889	—	497	4	470	313	333	432	289	311
東部			99		684	39			258		695	34	90	62	313	—	625	2	722	451	449	589	309	349
福山			59		109	3			76		119	1	22	5	49	—	107	2	179	62	104	151	54	76
北部			74		257	25			136		250	16	41	30	182	—	279		358	145	171	249	156	197
政令市計	—	—	2,224	—	4,314	394	—	—	3,228	—	4,965	282	572	598	4,326	—	4,454	47	4,400	3,047	3,699	3,811	2,891	3,312
広島市			1,717		2,894	256			2,590		3,327	190	368	438	2,391	—	2,794	22	2,779	2,027	2,369	2,428	2,053	2,323
呉市			165		401	43			236		478	20	67	45	254	—	512	10	560	245	379	434	276	342
福山市			342		1,019	95			402		1,160	72	137	115	1,681	—	1,148	15	1,061	775	951	949	562	647

(2) 営業禁止・停止等の行政処分

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する行政処分

業 種	総 計						県立保健所						政令市保健所									
	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	
総計 (1) + (2) + (3) + (4)		22						9							13							
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	5						2							3							
	仕出し屋・弁当屋	1													1							
	旅館	1													1							
	その他																					
菓子製造業	1						1															
乳処理業																						
特別牛乳さく取処理業																						
乳製品製造業																						
集乳業																						
魚介類販売業	1														1							
魚介類せり売営業																						
魚肉ねり製品製造業																						
食品の冷凍又は冷蔵業																						
かん詰びん詰食品製造業																						
喫茶店営業																						
あん類製造業																						
アイスクリーム類製造業	1							1														
食肉処理業																						
食肉販売業																						
食肉製品製造業																						
乳酸菌飲料製造業																						
食用油脂製造業																						
マーガリン類製造業																						
みそ製造業																						
醤油製造業																						
ソース類製造業																						
酒類製造業																						
豆腐製造業																						
納豆製造業																						
めん類製造業																						
そうざい製造業																						
添加物製造業																						
食品の放射線照射業																						
清涼飲料水製造業		1						1														
氷雪製造業																						
計 (1)		11						5							6							

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する行政処分

業 種	総 計						県立保健所						政令市保健所									
	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	許可取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	告発件数	
飲食店営業		5														5						
調理の機能を有する自動販売機																						
食肉販売業																						
魚介類販売業																						
魚介類競り売り営業																						
集乳業																						
乳処理業																						
特別牛乳搾取処理業																						
食肉処理業																						
食品の放射線照射業																						
菓子製造業		1							1													
アイスクリーム類製造業		1							1													
乳製品製造業																						
清涼飲料水製造業																						
食肉製品製造業																						
水産製品製造業		1							1													
氷雪製造業																						
液卵製造業																						
食用油脂製造業																						
みそ又はしょうゆ製造業																						
酒類製造業																						
豆腐製造業																						
納豆製造業																						
麺類製造業																						
そうざい製造業																						
複合型そうざい製造業																						
冷凍食品製造業																						
複合型冷凍食品製造業																						
漬物製造業																						
密封包装食品製造業																						
食品の小分け業																						
添加物製造業																						
計 (2)		8							3							5						

ウ 届出を要する施設に対する行政処分

(単位：施設)

業 種	総 数					県立保健所					政令市保健所				
	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)														
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)														
	乳類販売業														
	氷雪販売業														
	カップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)														
販売業	弁当販売業														
	野菜果物販売業														
	米穀類販売業														
	通信販売・訪問販売による販売業														
	コンビニエンスストア														
	百貨店、総合スーパー														
	自動販売機による販売業 (カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を除く。)														
	その他の食料・飲料販売業														
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)														
	いわゆる健康食品の製造・加工業														
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)														
	農産保存食料品製造・加工業														
	調味料製造・加工業														
	糖類製造・加工業														
	精穀・製粉業														
	製茶業														
	海藻製造・加工業														
	卵選別包装業														
	その他の食料品製造・加工業	1									1				
上記以外のもの (改正法による改正後の法第68条3項) に於いて、 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	行 商														
	集 団 給 食 施 設	1				1									
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)														
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの														
	そ の 他														
計 (3)	2					1					1				

エ 旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設に対する行政処分（単位：施設）

業 種	総 数					県立保健所					政令市保健所				
	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発
加工水産物販売業															
加工水産物製造業															
魚介類等行商業															
かき 作業場	1類	1									1				
	2類														
計 (4)	1										1				

(3) 保健所、支所別行政処分状況

(単位：施設)

	総 数	許可を要する施設(旧法)					許可を要する施設(新法)					届出を要する施設					旧条例関係施設										
		許 可 取 消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発	許 可 取 消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発							
県 計	22						11						8					2					1				
県 立 計	9						5						3					1									
西 部	3						2						1														
└─ 広島 県	1																	1									
西 部 東 部	1												1														
東 部	3						2						1														
└─ 福山																											
北 部	1						1																				
政 令 市 計	13						6						5					1					1				
└─ 広島 市	10						5						5														
└─ 呉 市	3						1											1					1				
└─ 福 山 市																											